

2009年 JAF日本ジムカーナ選手権四国地区シリーズ第8戦  
 JMRC全国オールスター選抜ジムカーナ第8戦  
 JMRC四国ジムカーナジュニアシリーズ第8戦



(公認No. 2009-7015)

特別規則書

公示

本競技会は、社団法人日本自動車連盟（JAF）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際スポーツ法典、およびその付則、それに準拠した日本自動車連盟の国内競技規則、およびその付則、日本ジムカーナ選手権規定、2009年JMRC四国ジムカーナ競技共通規定ならびに本競技会の特別規則書に従って開催される。

第1条	競技会の名称	DCRジムカーナ'2009		
第2条	競技会の格式	JAF公認準国内競技		
第3条	競技会の種目	ジムカーナ		
第4条	主催者	ドライバーズクラブルーキー(DCR)		
第5条	大会役員	大会会長	山本 貢	
	競技役員	組織委員長	井上 毅	組織委員 岡田 征伸
		審査委員長	藤沢 繁美(OWL)	審査委員 池内 (兄)
		競技長	田口 義晃	コース委員長 西森 啓祐
		計時委員長	山崎 稔	技術委員長 今井 直幸
		救急委員長	井上 能江	事務局長 山本 貢
第6条	開催日程	2009年	9月13日(日)	
第7条	開催場所	愛媛県周桑郡丹原町	瀬戸内海サーキット	
第8条	タイムスケジュール	ゲートオープン	7:00~	
		受付及び車検	7:30~8:30	
		コースオープンA	7:50~9:10	
		ブリーフィング	9:15~9:30	
		コース試走	9:30~	
		第1ヒート開始	9:50	
		コースオープンB	第1ヒート終了後40分間	
		第2ヒート開始	第1ヒート終了後50分後	
		表彰式	第2ヒート終了後40分後	
第9条	参加受付	2009年 8月22日(土)~9月5日(土) 必着		
第10条	参加申込先	〒791-8022	愛媛県松山市美沢2丁目5-33 山本自動車工業(株) 山本 貢 TEL 089-924-0220 FAX 089-924-0299 e-mail migmig@palette.plala.or.jp	
第11条	参加料	地方選手権	部門	12,000円
		四国 R	部門	11,000円
		四国 J	部門	10,000円
		クローズド	部門	7,000円
		AT・B	部門	7,000円
		賞典外出走	部門	5,000円

(賞典外出走は 選手権&ジュニアクラスどちらでも出場可)

第12条	参加台数	全クラスを通じて100台までとする。		
第13条	クラス区分	選手権	(NI, NII, NIII, NSIV, SAI, SAII, CD)	
		四国 R	(RI~II)	
		四国 J	(JI~II)	
		クローズド	(CLI, CLII	Bライセンス不要)
			★(CLIIは初心者向け:簡単なコースを走行します)	
		AT車	(Sタイヤ禁止	Bライセンス必要)
		B	(Sタイヤ禁止	Bライセンス不要)
第14条	計時	計時は光電式計測器を使用し、1/1000秒までを結果とする。 バックアップはストップウォッチを使用する。		
第15条	ゼッケン	ゼッケンは、左右ドアに貼付すること。		
第16条	スタート、走行及びペナルティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失う。</li> <li>スタート合図後速やかに(10秒以内)スタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。</li> <li>コース上のマーカー(パイロン)の移動、または転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。</li> <li>コースから脱輪した場合、1輪につき1回5秒をタイムに加算する。</li> <li>4輪がコースから脱輪した場合(コースアウト)は、当該ヒートを無効とする。</li> <li>ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。</li> <li>走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合、当該ヒートを無効とする。</li> <li>コントロールラインに設置してある計測機器に車両が接触した場合、接触した車両の当該ヒートを無効とする。</li> </ul>		
第17条	順位決定	原則として競技は2ヒートで行い、2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し最終の順位(競技結果)とする。 同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>セカンドタイムの良好な者。</li> <li>排気量の小さい順。</li> <li>競技会審査委員会の決定による。</li> </ol>		
第18条	公式通知	(1) 本大会特別規則書に記載されない、競技運営に関する実施細則及び指示事項は公式通知によって示される。 (2) 本規則及び競技に関する細則の解釈に疑問が生じた場合は、審査委員会の決定を最終とする。 (3) 本規則は参加受付と同時に効力を発する。		
第19条	JMRC共済	全ての競技参加者に共済の加入を義務付ける。		

大会組織委員会